

彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会条例

令和5年2月8日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第2項及び第4項の規定に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会（以下「審査会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広域連合長は、法に基づく不服申立てがされたとき（法第43条第1項の規定により第三者機関に諮問しなければならない場合に限る。）、又はその他法令の規定により審査会の権限に属させられた事項が生じたときは、法第81条第2項の機関として審査会を置く。

2 審査会は、その設置に係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱のときから第2条第2項の規定により審査会が廃止されるときまでとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 広域連合長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例の一部改正)

第2条 彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例（平成18年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第29条」に、「第32条―第37条」を「第30条―第34条」に改める。

第15条中「第22条」を「第21条」に、「第23条」を「第22条」に改める。

第20条を削り、第21条を第20条とする。

第22条第1項中「審査会」を「彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会条例（令和5年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第5号）第2条に規定する彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会（以下「審査会」という。）」に改め、同条第2項中「第29条」を「第28条」に改め、同条第3項中「第24条」を「第23条」に改め、同条を第21条とする。

第23条を第22条とする。

第24条第5項を削り、同条を第23条とする。

第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

第27条中「第24条」を「第23条」に、「第25条」を「第24条」に改め、同条を第26条とする。

第28条第1項中「第24条」を「第23条」に、「第26条」を「第25条」に改め、同条を第27条とする。

第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第31条を削り、第32条を第30条とし、第33条から第36条までを2条ずつ繰り上げる。

第37条を削る。